

休園施設再開補助について

目的	休園した施設の再開のための経費を補助し、早期に安心して再開すること
補助の条件	<p>次の全てを満たす場合です。</p> <p>① 施設の児童・職員が新型コロナウイルス陽性となり、保健所の行動調査の結果、施設の児童・職員が濃厚接触者に特定され、休園した。</p> <p>② 市が指定した再開日を含み、2営業日以内に濃厚接触者以外の児童に一部保育を再開した（特段の事情があり、提供できない場合を除く）</p> <p>例：1/14(木) 濃厚接触者の集団検査の結果、全員の陰性を確認。 園内での感染拡大の可能性がないことが判明。 市が1/15(金)からの一部保育再開可能日を指定。</p> <p>上記の例では、15日(金)または16日(土)（15日(金)を起算日として2営業日目）までに一部保育を再開した場合に補助対象となります。 なお、補助対象経費の発注、納入または実施の起算日は休園初日になりますのでご注意ください。（下記補助対象期間をご確認ください。） また、調査によって濃厚接触者がいない場合や、陽性者の登園・勤務状況から行動調査が行われない場合は補助対象外になります。</p>
補助対象経費	<p>早期再開のための経費</p> <p>例：専門消毒委託費、消毒用消耗品購入費、PCR検査費用、さらなる感染防止対策費用 等 ※人件費は対象外です。</p>
補助対象期間	休園した日から概ね3週間 （日曜・祝日・12月29日～1月3日を除いて18日）の間に 発注し、かつ納入または実施が完了 したもの
補助率	3/4 施設が支払った額の3/4を補助します。
補助上限額	75万円 （かかった経費額の3/4の額と、75万円のどちらか少ない方）
手続きの流れ	<p>①保育・教育運営課に「交付申請書兼実績報告書」（様式1）を提出</p> <p>②市から交付決定通知兼額確定通知書を発出</p> <p>③保育・教育運営課に「請求書」（様式3）を提出</p> <p>※請求書の様式は交付決定通知書に同封して送付いたします。</p>
申請期限	<p>休園した期間の最終日の翌日から起算して3か月以内。（消印有効）</p> <p>例：休園期間が2/26～3/3の場合、3/4を起算日として6/3が申請期限</p>
制度の申請先	<p>横浜市こども青少年局保育・教育運営課 施設再開補助担当 671-3564</p> <p>※陽性者の発生や休園可否などの報告先は以下のとおりです。</p> <p>保育所、認定こども園(幼稚園型含む)、小規模保育事業、家庭的保育事業、横浜保育室 →各区こども家庭支援課</p> <p>認可外保育施設 →各区こども家庭支援課</p> <p>幼稚園（市型預かり保育事業実施園、2歳児受入れ推進事業実施園） →こども青少年局保育・教育運営課幼児教育係（671-2085）</p>